

第5章 その他の事項

1. みだり放出の禁止

法第 86 条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

【解説】

第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)及び第二種特定製品(自動車リサイクル法に規定するカーエアコン)に冷媒として充填されているフロン類を、事故、技術的問題、又は適切な回収等を行おうとして失敗した場合等の過失による放出等のやむを得ない放出ではなく、故意又は重過失によって大気中に放出する行為を禁止している。この規定に違反した者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される。

2. 特定解体工事元請業者の確認及び説明

法第 42 条 建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする第一種特定製品の管理者(以下この条及び第 100 条第 1 項第 1 号において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 2 項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。

特定解体工事元請業者の確認及び説明

特定解体工事時書面記載事項省令

第 2 条 法第 42 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 書面の交付年月日
- 二 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
- 三 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
- 四 特定解体工事の名称及び場所
- 五 建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果

【概要】

建築物の解体工事等の際には、建物内にフロン類が充填されたままの業務用冷凍空調機器が設置・存置されている場合があり、そのまま解体工事に着手すると機器中のフロン類が大気中に放出されるおそれがあるため、解体工事に伴いフロン類の回収が必要となる。機器を工事作業者が重機などで破壊し、みだりにフロン類を放出させれば、罰則適用の対象となる。

また、日常的に機器の廃棄等を行うことが少ない廃棄等実施者(ビルオーナー等)に対し、日常的に建設・解体工事を請け負っている事業者(ゼネコン、解体業者等)が、フロン類を含む業務用冷凍空調機器の確認・説明を行うことで、廃棄等実施者からのフロン類の回収委託が明示的、適切に行われるようにする。

【解説】

(1) 特定解体工事元請業者による説明

特定解体工事元請業者は、解体しようとする建築物などにおける第一種特定製品の設置の有無について確認するとともに、当該工事発注者に対して、その結果について、以下の事項が記載された書面をもって、説明しなければならない。(様式は自由だが、参考様式を第6章7.(10)p.145に掲載)

表 35 書面の記載事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 書面の交付年月日○ 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所○ 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所○ 特定解体工事の名称及び場所○ 建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果 |
|--|

(2) 留意事項

「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの」は、本規定は適用されない。例えば、解体対象の建物が「東屋」のような場合や、発注者から既にフロン類を回収した「引取証明書」又はその写しを明示された場合等が挙げられる。

一方、「全部又は一部を解体する工事」には裾切りがない。リフォーム等においても「一部を解体する工事」に該当し、機器設置の有無の確認等が必要となる。(建設リサイクル法における事前届出の要件とは別であるので留意されたい。)

解体工事を伴わない、機器のみの入れ替え等の場合は、本規定は適用されない。しかし、機器の入れ替えの際、入れ替えを行う業者から廃棄等実施者に対し、フロン類回収が必要である旨説明があることが望ましい。

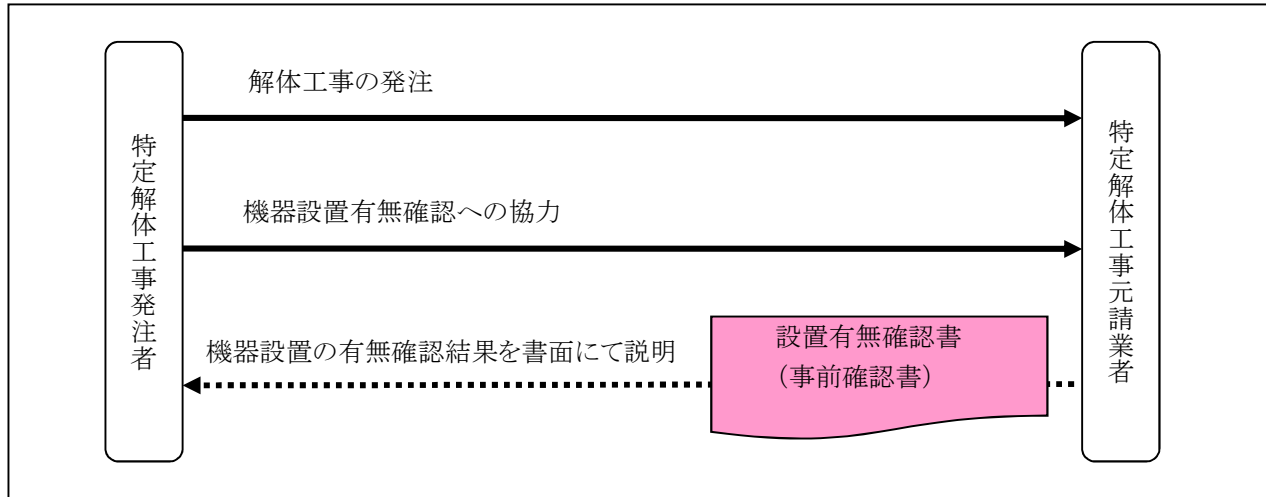
本規定に基づく業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認の際に、特定解体元請業者から充填回収業者へ連絡されることが望ましい。初期段階でフロン類回収が必要な業務用冷凍空調機器の詳細を確認することで、確実なフロン類回収が可能となる。

また、建設リサイクル法との関係については、第5章 7.(3)p.91 を参照されたい。

(3) 特定解体工事元発注者による協力

管理者が発注者に該当する場合は、特定解体工事元請業者が実施する上記確認に対し、協力をしなければならない。協力とは、例えば、確認のために建物内に入ることの許可や図面の提供等である。

図 18 解体工事の流れ



3. 費用負担

法律

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

第 69 条

5 フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

(第一種フロン類充填回収業者の費用請求等)

第 74 条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から第 39 条第 1 項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けようとするとき、又は第一種特定製品廃棄等実施者から第 41 条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用(以下この条において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定により料金を請求した場合において、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から、フロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、フロン類の回収等の費用に関する料金その他主務省令で定める事項について説明しなければならない。

3 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、第 1 項の規定による第一種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

4 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

5 第一種特定製品整備者は、第 39 条第 1 項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができる。

6 第一種特定製品の整備の発注者は、前 2 項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(第一種フロン類再生業者の費用請求等)

第 75 条 第一種フロン類再生業者は、第 58 条第 1 項の規定によるフロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充填回収業者は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

2 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者は、第一種フロン類充填回収業者から、第 46 条第 1 項の規定によるフロン類の引渡しに際して第一種フロン類充填回収業者が支払わなければならない料金の提示を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

フロン類の回収等の費用に関する料金の説明に関する事項

施行規則

第 85 条 法第74条第2項の主務省令で定める事項は、フロン類の回収、フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及びフロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用の明細とする。

【概要】

フロン類の回収等に要する費用は、整備発注者や廃棄等実施者が最終的には負担することとし、料金の請求等について規定を置いている。

【解説】

整備者又は廃棄等実施者は、充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより、委託・依頼したフロン類の回収、運搬、処理(破壊又は再生)に要する費用を負担しなければならない。

ただし、充填回収業者は、整備者又は廃棄等実施者から、料金について説明を求められたときは、フロン類の回収、運搬、処理(破壊又は再生)に要する費用の明細について説明する義務がある。

また、整備者が上記の料金の支払を行ったときは、整備発注者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

4. 特定製品への表示

法第 87 条 特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売する時まで、当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
- 二 当該特定製品を廃棄する場合(当該特定製品が第一種特定製品である場合にあっては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、当該特定製品が第二種特定製品である場合にあっては当該第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を引取業者に引き渡す場合)には、当該フロン類の回収が必要であること。
- 三 当該フロン類の種類及び数量
- 四 その他主務省令で定める事項

第一種特定製品に充填されているフロン類の表示

施行規則

第 94 条 法第 87 条第4号の主務省令で定める事項は、第一種特定製品である場合にあっては、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数とする。

【概要】

管理者・廃棄等実施者に対して、フロン類の回収が必要である旨を啓発し、また、管理する上での必要な情報を明らかにするとともに、点検実施者、整備者、充填回収業者に対して、フロン類の種類や充填量を情報として与え、より適切な点検・整備・充填・回収を行わせるため、特定製品の製造業者に対して、必要な情報を表示することを義務付けている。

【解説】

(1) 表示を行う者

①国内で製造する特定製品については、当該機器製造業者が表示を行う。

②輸入される特定製品については、輸入業者が表示を行う。

なお、第一種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の充填を行う場合は、充填を行う者が、充填量又は追加充填量の表示を行うことが望ましい。

(2) 表示事項

以下の事項について、表示がなされる。

(※下線部分は平成25年法改正に伴い新たに表示されることとなった事項であり、平成27年10月1日に施行となる。したがって、製造業者の自主的取組による表示がなされていない限り、同年9月30日以前に販売されたものには表示されていない。)

①当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと

・「フロン類大気放出禁止」等の記載でも構わない。

②当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること

・「廃棄時フロン類要回収」等の記載でも構わない。

③当該フロン類の種類及び数量

・フロン類の種類については、充填されているフロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)と冷媒番号(例:R22)を併せて記載しなければならない。

④GWP値

・当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類のGWP値(第6章2.(2)p.98を参照)を記載する。

(3) 表示方法

○表示は、管理者、廃棄等実施者、点検実施者、整備者及び充填回収業者のいずれもが視認できることが必要となる。

○特定製品自体には、適正に視認できる箇所が無く、当該製品に接続された周辺の箱体等に表示せざるを得ない場合があることにも配慮する。

○表示事項は、容易に消滅しない方法で表示を行わなければならない。

○既に表示がなされている特定製品の改造を行い、その結果、表示内容(フロン類の種類、充填数量)に変更を生じた場合、改造した者は再表示を行うことが望ましい。

○充填されているフロン類以外の冷媒が充填された場合は、管理者は、その内容について表示することが重要である。(表示されない場合、その旨を第一種特定製品の整備の都度、充填回収業者に説明する必要がある。)

(4) 表示のイメージ

上記を踏まえ、第一種特定製品の場合、例えば次のような表示例が考えられる。

例1

| | | | |
|-------------------------------------|------|------|--------|
| フロン排出抑制法 第一種特定製品 | | | |
| ①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 | | | |
| ②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。 | | | |
| ③冷媒の種類及び数量 | | | |
| 種類 | 冷媒番号 | GWP値 | 数量(kg) |
| HFC | R-〇〇 | | |

※ 特定製品の製造業者が表示する場合の例である。

例2

| | | | |
|--|--|--|--|
| フロン排出抑制法 第一種特定製品 | | | |
| この製品には冷媒として、R-〇〇(GWP値:●●●)が使われています。 | | | |
| ① フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 | | | |
| ② この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。 | | | |
| ③ フロン類の種類及び数量は、製品銘板(又は設置サービス要領図)に記載されています。 | | | |

※ 特定製品の製造業者が表示する場合で、フロン類の種類及び数量について、高圧ガス保安法、JIS規格、業界規格等に基づいて、製品銘板や設置サービス要領図に表示する場合の例である。なお、R-〇〇には、冷媒番号が入る。また、●●●には当該冷媒のGWP値が入る。

例3

| | | | | |
|--------------------------------------|------|------|-----------|-----------|
| フロン排出抑制法 第一種特定製品 | | | | |
| ① フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 | | | | |
| ② この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。 | | | | |
| ③ 冷媒の種類及び数量 | | | | |
| 種類 | 冷媒番号 | GWP値 | 出荷時数量(kg) | 設置時数量(kg) |
| HFC | R-〇〇 | | | |
| HCFC | R-〇〇 | | | |

※ 設置場所で冷媒の充填を行う場合で、製品銘板や設置サービス要領図に設置時の数量の記入場所がないときの表示の例である。(設置時に充填した事業者は、フロン類の種類及び数量を記入し、また、フロン類の充填を行った事業者名の表示をすることが推奨されている。)

5. 第二種特定製品（カーエアコン）に関する事項

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

法第 88 条 第二種特定製品が搭載されている自動車(使用済自動車再資源化法第2条第1項に規定する自動車をいう。第 93 条及び第 100 条第1項第1号において同じ。)の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。

【解説】

(1)自動車リサイクル法施行前の回収の扱い

カーエアコンについては、平成14年度からのフロン回収・破壊法施行当時は「第二種特定製品」として、同法に基づきフロン類の回収が行われていたが、平成17年1月に自動車リサイクル法が施行され、現在では基本的にはカーエアコンに関するフロン類の回収は、自動車リサイクル法に基づき実施されている(第5章7. (1)p.91 も参照)。

しかし、自動車リサイクル法施行前に、フロン回収・破壊法に基づき第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車に関するフロン類については、引き続き自動車リサイクル法施行に伴う改正前のフロン回収・破壊法に基づき回収が行われる必要がある。フロン回収・破壊法に基づく第二種特定製品引取業者の登録、第二種フロン類回収業者の登録については、登録から5年ごとに更新を受けなければその効力を失うこととされている。このため、第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車でフロン類の回収を行っていないものがある場合は、登録の更新が必要となるが、速やかにフロン類の回収を行い、保有する第二種特定製品に関する処理を済ませることが必要である。

(2)第二種特定製品整備時の回収、運搬に関する技術基準

自動車リサイクル法は、使用済み自動車に関するフロン類の回収を規定していることから、フロン回収・破壊法では、第二種特定製品(カーエアコン)の整備の際にフロン回収を行う場合、回収したフロン類の運搬をする場合についての技術的な基準を設けている。(第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に関する基準を定める省令(平成 16 年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号))

6. 指定製品

(定義)

法第2条

2 この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品(我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。)その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

【概要】

指定製品の製造業者等は、国が定める「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」に基づき、使用フロン類の環境影響度の低減に取り組むこととされている。指定製品には、その充填されているフロン類に

よる環境影響についての表示がなされる。

【解説】

(1) フロン類使用製品

フロン類使用製品とは、フロン類を使用した製品をいい、既述の第一種特定製品、第二種特定製品もこの一部に当たる。その他に、断熱材、ダストブロアー(埃飛ばし)等の冷媒ではない用途でフロン類を使用した製品がある。

(2) 指定製品

指定製品とは、

①特定製品

②その他の製品のうち、我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるもの

である。指定製品の対象並びに各々の環境影響度の目標値及び目標年度は、フロン排出抑制法の施行令等に基づき、平成25年改正法施行時(平成27年4月1日)において次のとおり定められる予定である。

また、指定製品として指定されているものについては、法に基づき、目標値及び目標年度等の表示がなされることとされている。

表 36 指定製品の対象製品(平成27年4月1日時点)

| 指定製品の区分 | 現在使用されている 主な冷媒及びGWP | 環境影響度 の目標値 | 目標年度 |
|---|--|---------------|------|
| 家庭用エアコンディショナー(壁貫通型等を除く) | R410A(2090) R32(675) | 750 | 2018 |
| 店舗・オフィス用エアコンディショナー(床置型等を除く) | R410A(2090) | 750 | 2020 |
| コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット(圧縮機の定格出力が1.5kW以下のもの等を除く) | R404A(3920) R410A(2090) R407C(1774) CO ₂ (1) | 1500 | 2025 |
| 中央方式冷凍冷蔵機器(5万m ³ 以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る) | R404A(3920) アンモニア(1) | 100 | 2019 |
| 自動車用エアコンディショナー(乗用自動車(定員1人以上のものを除く)に搭載されるものに限る) | R134a(1430) | 150 | 2023 |
| 硬質ウレタンフォーム(現場発泡用のうち住宅建材用に限る) | HFC-245fa(1030) HFC-365mfc(795) | 100 | 2020 |
| ダストブロワー(不燃性を要する用途のものを除く) | HFC-134a(1430) HFC-152a(124) CO ₂ (1)、DME(1) | 10 | 2019 |

※DME:ジメチルエーテル

図 19 指定製品の表示

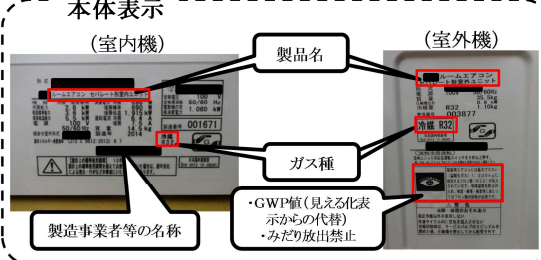
表示事項

(1) 当該指定製品の目標値・目標年度
 (2) 当該製品に使用されるフロン類等(いわゆる自然冷媒、HFO等も含む。)の種類、数量、GWP値
 (3) 当該製品の形名・製造事業者等の氏名又は名称


表示イメージ(家庭用エアコンディショナー)

本体表示

(室内機) (室外機)



カタログ表示



フロンの法
 目標値(GWP値):750以下
 目標年度・2018
 ※みだり放出禁止に関する表示は機器の取扱の注意事項等と併記して、包括的に記載。

7. 他法令との関係

(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

乗用車のカーエアコン、冷凍車・冷蔵車の乗員用のカーエアコン、バスのエアコン等の空調機器(第二種特定製品)に使用されているフロン類については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が平成17年1月に施行され、フロン回収・破壊法から自動車リサイクル法に移行し、同法に基づくフロン類の回収が必要となる。

一方、業務用の冷凍車・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットについては、フロン排出抑制法が適用される業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)であり、機器の点検等の適正管理及び充填回収業者によるフロン類の回収が必要となる。

また、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、乗員用のカーエアコンについても、フロン排出抑制法が適用される第一種特定製品であり、機器の点検等の適正管理及び充填回収業者によるフロン類の回収が必要となる。

(2) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

家庭用のエアコン・冷蔵庫に使用されているフロン類については、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の適用を受け、同法に基づくフロン類の回収が必要となる。

一方、業務用の冷凍空調機器に使用されているフロン類については、フロン排出抑制法の対象となる。

上記の差異は、当該製品が家庭用又は業務用のどちらの型式で製造・販売されているかによるものであり、実際の使用場所や用途がどのようなものかを問わない。オフィスや店舗等で家庭用のエアコン・冷蔵庫が使用される場合もあり、また、業務用の冷凍空調機器が一般家庭などで利用されることもあるので、それぞれ適用される法令が何なのか確認する必要がある。

(3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)では、同法第10条で、解体工事に着手する7日前までに都道府県知事へ届け出る事前届出制度が規定されている。このような届出を行う工事の場合は、フロン排出抑制法上の第一種特定製品が設置されていることが想定されるので、フロン類の回収が適切に行われるよう留意する必要がある。

また、同法第12条第1項で、対象工事を発注しようとする者から直接工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、所定の事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されている。フロン排出抑制法においても同法第42条第1項に、「第一種特定製品の設置の有無の確認」という、建設リサイクル法第12条第1項と類似の規定が設けられている。両規定は独立しているが、事業者が現場で調査、説明を行う上では、一体的に運用されることが効率的である。

なお、建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は、一定の規模以上(建築リサイクル法第9条及び同法施行令第2条に基づき建築物に係る解体工事の場合は80㎡以上、リフォーム等の場合は請負金額が1億円以上とされている。)のものが対象とされているが、フロン排出抑制法においては規模の如何にかかわらず、同法の規定が適用されるので留意する必要がある。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

第一種特定製品の廃棄の際には、フロン類の回収についてはフロン排出抑制法の適用を受け、機器そのものの廃棄については、廃棄物処理法の適用を受ける。

廃棄物処理法においては、産業廃棄物については、既にマニフェスト制度(産業廃棄物管理票)の規定があり、施行されている。廃棄物処理法に基づくマニフェストをフロン排出抑制法に基づく行程管理制度に活用することについては、フロン排出抑制法の規定を充足し、かつ、産業廃棄物と処理の流れが同じであれば、産業廃棄物管理票に必要事項を記載することで、フロン排出抑制法の要件を満たすと考えられるが、一般には、両法で仕組みが異なっていることから、適用については慎重に検討する必要がある。

(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)

地球温暖化対策推進法においては、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が設けられており、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

温室効果ガスにはHFCも含まれ、①HCFCの製造時、②HFCの製造時、③冷凍空調機器の製造時、④業務用冷凍空調機器の設置時・整備時、⑤冷凍空調機器の回収時、⑥発泡剤としてのHFCの使用時、⑦噴霧器・消化剤の製造時、⑧噴霧器の使用時、⑨ドライエッチング等でのHFCの使用時、⑩溶剤用途等でのHFCの使用時におけるHFCの排出量が対象となる。しかし、フロン排出抑制法の算定漏えい量の報告・公表制度が対象とする業務用冷凍空調機器の使用時の排出量については算定対象外となっており、両法で重複はない。

(6) 高圧ガス保安法

冷凍空調機器にフロン類を充填する行為、回収機を用いて容器(ボンベ)にフロン類を回収する行為、フロン類を充填した容器(ボンベ)の保管・運搬等は、一部の例外(適用除外)を除き高圧ガス保安法の適用を受ける。一般高圧ガス保安規則、冷凍保安規則、容器保安規則の諸規定があり、移動(運搬)、貯蔵等の技術基準も定められている。

以下、フロン回収等に関する高圧ガス保安法上の基準の概略を示すが、遵守すべき事項の詳細は高圧ガス保安法を参照されたい(項目名の括弧内は「高圧ガス保安法」上の基準の名称)。

①運搬時における基準(移動の基準)(高圧ガス保安法第23条)

高圧ガス保安法では、高圧ガスを運ぶことを「移動」と称している。回収したフロン類が充填されている容器を回収装置から取り外して「移動」する場合は、高圧ガス保安法の適用を受ける。

②移充填する場合の基準(高圧ガスの製造の基準)(高圧ガス保安法第5条)

高圧ガス保安法では、圧縮、減圧等の圧力変化や液化、気化等の相変化することなどを「製造」と称している。つまり、フロン類を容器から容器へ移し替える場合(移充填する場合)は、高圧ガス保安法上の「製造」に該当し、その処理能力に応じて届出などが必要となる。

③保管する場合の基準(貯蔵の基準)(高圧ガス保安法第15条)

高圧ガス保安法では、一時的ではあっても容器を保管する場合、「貯蔵」に該当し、貯蔵量に応じて、届出などが必要となる。

フロン類の回収機の一部(小型のもの)については、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月24日告示第139号)により、適用除外とされているものがあるが、容器を回収機から取り外せば容器保安規則の適用を受けること、適用除外回収機であっても移動(運搬)、貯蔵等の技術基準が適用されることに留意する必要がある。

8. 罰 則

整備者、充填回収業者及び引渡受託者を対象とした罰則は、以下のとおりである。

(1) 充填回収業の無登録営業、不正登録、業務命令停止違反(法第103条第1～3号)

法第27条第1項の規定に違反して登録を受けずにフロン類の充填又は回収を業として行った者、不正の手段によって第27条第1項の登録(第30条第1項の登録の更新を含む。)を受けた者及び第35条第1項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される。

(2) みだり放出(法第103条第13号)

第一種特定製品からみだりにフロン類を放出すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

(3) 命令違反(法第104条)

(指導・助言、)勧告、命令を経て、なおその命令に違反した場合にあっては、50万円以下の罰金に処される。

なお、勧告・命令対象となる義務については以下のとおりである。

表 37 勧告・命令対象義務

| 対象者 | 勧告・命令対象となる義務 | 指導監督主体 |
|------------|---------------------------|-----------------|
| 第一種特定製品整備者 | 充填委託(法第37条第1項) | 都道府県知事 |
| | 充填委託時の管理者名称等の通知(法第37条第2項) | 都道府県知事 |
| | 回収委託(法第39条第1項) | 都道府県知事 |
| | 回収委託時の管理者名称等の通知(法第39条第2項) | 都道府県知事 |
| | 回収フロン引渡(整備時)(法第39条第4項) | 都道府県知事 |
| | 再生証明書の回付・写しの保存(法第59条第3項) | 環境大臣・ 経済産業大臣 |
| | 破壊証明書の回付・写しの保存(法第70条第2項) | 環境大臣・ 経済産業大臣 |

| 対象者 | 勧告・命令対象となる義務 | 指導監督主体 |
|---------------|--|-----------------|
| 第一種フロン類充填回収業者 | 充填基準の遵守(法第 37 条第3項) | 都道府県知事 |
| | 充填証明書の交付(法第 37 条第4項) | 都道府県知事 |
| | 情報処理センターへの充填情報等の登録(法第 38 条第1項) | 都道府県知事 |
| | 回収基準の遵守(整備時)(法第 39 条第3項) | 都道府県知事 |
| | 回収フロン引取義務(整備時)(法第 39 条第5項) | 都道府県知事 |
| | 回収証明書の交付(法第 39 条第6項) | 都道府県知事 |
| | 情報処理センターへの回収情報等の登録(法第 40 条第1項) | 都道府県知事 |
| | 回収フロン引取義務(廃棄時)(法第 44 条第1項) | 都道府県知事 |
| | 回収基準の遵守(廃棄時)(法第 44 条第2項) | 都道府県知事 |
| | 書面の交付・保存(法第 45 条第1・2項) | 都道府県知事 |
| | フロン類引渡義務(法第 46 条第1項) | 都道府県知事 |
| | 再生証明書の回付・写しの保存(法第 59 条第2項) | 環境大臣・ 経済産業大臣 |
| | 破壊証明書の交付・写しの保存(法第 70 条第2項) | 環境大臣・ 経済産業大臣 |
| 〃 (委託先含む。) | 運搬基準の遵守(法第 46 条第2項) | 都道府県知事 |
| 第一種フロン類引渡受託者 | 行程管理票制度に基づく書面(又はその写し)の回付・保存、再委託承諾書の事前受領(法第 43 条第4項～第7項、法第 45 条第5項) | 都道府県知事 |

(4) 変更届出義務違反(法第 105 条)

第 31 条第1項、第 53 条第3項又は第 66 条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

(5) 虚偽記載(法第 107 条第1号)

第 47 条第1項、第 60 条第1項又は第 71 条第1項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者は、20 万円以下の罰金に処する。

(6) 虚偽報告、検査拒否(法第 107 条第2号・第3号)

毎年度の回収量等の報告をする場合又は都道府県若しくは国から報告徴収があった場合に、報告をしなかったり、虚偽報告をしたりすると、20 万円以下の罰金に処せられる。

また、都道府県又は国からの立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者についても、20 万円以下の罰金に処せられる。

(7) 廃業届出義務違反(法第 109 条第2号)

第 33 条第1項又は第 54 条第1項(第 68 条において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠った者は、10 万円以下の過料に処する。

なお、法人の代表者や、法人又は人の代理人、従業員等が、その法人又は人の業務に関し、(1)～(6)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。(第 108 条 両罰規定)